

広域利用について

広島広域都市圏内に住所を有する方に利用して頂けます。

広島広域都市圏

江田島市、広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町、北広島町、府中町、海田町、熊野町、坂町、大崎上島町、世羅町（以上、広島県）

岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町及び平生町（以上、山口県）

広域利用を実施する図書館

江田島市立図書館、広島市立図書館、呉市立図書館、市立竹原書院図書館、三原市立図書館、大竹市立図書館、東広島市立図書館、はつかいち市民図書館、安芸高田市立図書館、安芸太田町立図書館、北広島町図書館、海田町立図書館、熊野町立図書館、坂町立図書館、大崎上島町情報プラザ・エル、世羅町立図書館（以上、広島県）

岩国市立図書館、柳井市立図書館、周防大島町立図書館、和木町立図書館及び平生町立図書館（以上、山口県）

利用について

- 1 広域利用のできる方は、広島広域都市圏内に住所を有する個人に限ります。
- 2 利用者は、広域利用を実施する図書館の条例・規則等に従って利用することができます。広域圏内全体の統一カードはありません。
（詳しくはご利用の各図書館にお問い合わせください。）
- 3 次に掲げるサービスは、利用できません。
 - ①移動図書館の巡回サービス
 - ②宅配及び郵送サービス
 - ③その他各実施図書館において館長が認めたもの
- 4 利用された図書館資料は、借りられた図書館に返却してください。